主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、結局事実誤認並びに量刑不当の主張に帰し刑訴応 急措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 竹原精太郎関与

昭和二六年四月二六日

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	驚	藤	悠		輔
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	岩	松	Ξ		郎